

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年9月13日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

1 契約の概要

令和5年4月7日に水道メーターがとても速いペース回っている事を確認したため、調査したところ、受水槽から水が溢れている事が確認された。また職員室の給水管も漏水していることが判明した。そのため、受水槽のバルブ修繕、職員室の漏水修繕を行った。

2 履行(納品)場所

横浜市立権太坂小学校(保土ヶ谷区権太坂2丁目4-1)

3 契約日

令和5年4月7日

4 履行日又は履行期間

契約日から令和5年4月21日まで

5 契約金額

852,500円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市西区久保町4-12
三ツ矢設備株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

漏水の量が多かったため、緊急に対応する必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

学校施設に精通しており、迅速な対応ができることから選定しました。

9 所管課

教育委員会事務局教育施設課